

2019年12月 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、2019年12月期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない2019年12月期決算会社を想定して記載している。

2019年12月期決算においては、たとえば、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準28号)等が適用されることになる。表中に記載している会計基準などによっては、その適用時期等の関係から2019年12月期決算会社には適用されないものもある。これは、未適用の会計基準等に関する注記や今後の適用への準備などを考慮し記載しているものであるため、実際の適用に際

しては適用時期等に注意していただきたい。なお、国際財務報告基準および「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(2019年11月26日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。

実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表している(例：19.12.20(No.1565)→2019年12月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
〈会社法関係〉			
事業報告・ 計算書類	<p>事業報告および計算書類の作成に際して次のことに注意する。</p> <p>【会社法施行規則】 事業報告において、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載すること、各会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由を記載すること、特定完全子会社に関する事項、親会社等との間の取引に関する事項などに注意する。</p> <p>【会社計算規則】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記(会計方針の変更に関する注記、退職給付引当金の計上基準など)および附属明細書について、会社計算規則に従って作成する(連結計算書類も同様)。</p>	—	<p>① 会社法 →本誌14.8.10 (No.1388) 解説、本誌14.8.20・9.1 (No.1389) 解説、本誌15.4.1 (No.1409) 解説、本誌15.4.10 (No.1410) 解説、本誌15.4.20 (No.1411) 解説、本誌15.5.1 (No.1412) 解説</p> <p>② 会社法施行規則 →本誌15.3.20 (No.1408) 解説</p> <p>③ 会社計算規則</p> <p>④ 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日、一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会) →本誌16.4.10 (No.1443) 解説</p> <p>⑤ 計算書類に係る附属明細書のひな型(会計制度委員会研究報告9号)</p>